

総社市告示第66号

総社市届出避難所設置要綱を次のとおり定める。

令和元年5月23日

総社市長 片岡 聡 一

総社市届出避難所設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の集会所等を自主防災組織が設置し、運営する届出避難所として認定し、その運営等に関し必要な事項を定めることにより、各地域における避難所の確保を図るとともに、届出避難所の自主運営を行うことによる自主防災活動の活性化を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「届出避難所」とは、災害時において自主防災組織が設置し、運営する避難所であって、次のいずれかの要件を満たす地域に所在する集会所等をあらかじめ市長が認定したものをいう。

- (1) 直近の指定避難所へ避難することが困難な地域
- (2) 直近の指定避難所との間に危険箇所があり、避難時に危険を伴う地域
- (3) 地域住民の数が直近の指定避難所の収容人数を上回る地域
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認める地域

(届出避難所の要件)

第3条 届出避難所の登録に際し、必要な要件は、次のとおりとする。

- (1) 浸水想定区域（計画規模）外にあること。
- (2) 土砂災害警戒区域外にあること。
- (3) 地震の際において、倒壊等の危険がないと認められること。
- (4) その他避難に際して危険がないと認められること。

(登録申請等)

第4条 届出避難所の登録を受けようとする自主防災組織は、集会所等の所有者の同意を得て、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、登録の可否を決定し、その旨を当該自主防災組織に通知するものとする。この場合において、前条に規定する要件に応じて条件を付することができる。
- 3 前項の規定による登録を受けた自主防災組織（以下「設置者」という。）は、当該届出避難所を廃止しようとするときは、所定の届出書により市長に届け出なければならない。

(開設及び運営)

第5条 届出避難所の開設及び運営は、設置者が行うものとする。

- 2 届出避難所の運営に係る経費は設置者の負担とする。

(開設及び閉鎖時の報告)

第6条 設置者は、災害時において届出避難所を開設したときは、その旨を直ちに市長に報告しなければならない。届出避難所を閉鎖したときも、また同様とする。

- 2 設置者は、届出避難所に避難した者があったときは、その旨を速やかに市長に報告しなければならない。

(物資の提供)

第7条 災害時における届出避難所への物資は、原則市が開設している最寄りの避難所において引き渡すものとする。

(研修及び訓練等)

第8条 設置者は、市が行う研修及び訓練等に積極的に参加し、地域防災力の向上を図るよう努めなければならない。

(事故等の損害賠償等)

第9条 届出避難所の運営又は利用に伴う事故等によって生じた損害に係る賠償等については、当事者がその責めを負う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。